

## はじめに



川崎市では、平成13（2001）年4月に全国に先駆けて川崎市子どもの権利に関する条例を施行し、20年以上が経過しました。この間、子どもの権利の保障を総合的かつ計画的に推進するために「子どもの権利に関する行動計画」を策定し、さまざまな施策に取り組んでまいりました。また、国においても「こども基本法」が本年4月に施行され、「こどもまんなか社会」の実現に向けた取組がスタートいたします。

国の総人口が減少する中、本市の人口は増加傾向にあるものの、14歳までの年少人口は令和3（2021）年から減少傾向に転じており、今後も少子高齢化の進展が見込まれています。社会経済状況の変化やコロナ禍の長期化により子どもと家庭を取り巻く環境は厳しく、児童虐待、いじめ、不登校、家庭の貧困など子どもに関する課題が山積している状況にあります。こうした状況の下、川崎市子どもの権利委員会から令和4（2022）年5月に提出された答申「子どもからみた子どもの権利条例の検証とおとなの子どもへの関わり方」では、条例施行20年余が経過し改めて子どもの権利を確認しながら施策を推進することや、子どもの参加・意見表明への支援、居場所の充実、相談・救済に関する取組の拡充、子どもが日々の生活経験を通じて権利を実感できるようにすること等が提言されました。

本市では、子どもを含めた全ての地域住民を対象とした「地域包括ケアシステム」の推進、また、「これからのコミュニティ施策の基本的考え方」により、地域で暮らす多くの人たちが多様な価値観を認め合い、互いに交流しながら、誰もが安心して暮らし続けることができる地域づくりを進めており、子ども・若者の意見や参加も川崎のまちづくりにおいて大切な力となります。

第7次川崎市子どもの権利に関する行動計画では、これら課題や社会情勢を踏まえ、重点的取組として「虐待・体罰、いじめの防止及び救済等の取組」「子どもの意見表明・参加を支援する取組」の2つを位置付けました。

本市は、令和6（2024）年に市政100周年を迎えます。市政を支える一員である子どもたちが一人の人間として尊重され、自分らしくいきいきと豊かに暮らせるよう、子どもの笑顔のあふれる「最幸のまち かわさき」を目指して、本計画の推進に全市をあげて取り組んでまいりますので、皆様の御理解と御協力を心からお願い申し上げます。

令和5（2023）年3月

川崎市長 福田紀彦